

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	くらし安全・消費生活課	整理番号	1-5
処分の種類	総会議決、選挙、当選の取消			
根拠法令条例等・条項	消費生活協同組合法第96条			
処分の概要	組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、総会議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、知事は、法令等の違反があると認めるときは、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】消費生活協同組合法第96条 (行政庁による取消し)</p> <p>第96条 組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から1月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、行政庁は、その違反の事実があると認めるときは、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。</p> <p>2 前項の規定による処分については、行政手続法第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。</p>			
基準の制定根拠				